

○まつだ移住相談所設置要綱

(令和3年9月10日告示第87号)

(趣旨)

第1条 松田町に移住・定住を希望する者（以下「移住希望者」という。）及び町内に空家等を所有する者からの相談業務、移住希望者の各種支援を実施するため、まつだ移住相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 個人が居住を目的として所有し、かつ、現に居住しない、又は、近く居住しなくなる予定の町内に所在する建物、それに附属する物件及びその敷地をいう。
- (2) 空家等所有者 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(事業)

第3条 相談所は、第1条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 移住希望者からの移住・定住に係る相談に関すること。
- (2) 空家等所有者からの空家等の利活用に係る相談に関すること。
- (3) 移住・定住に係る情報収集・発信に関すること。
- (4) 空家等の情報収集に関すること。
- (5) 空家等所有者と移住希望者のマッチングに関すること。
- (6) 移住・定住に関するイベント等の企画及び実施に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 相談所は、移住・定住の取り組みに意欲のある団体及び公募町民のうちから、町長が委嘱する10名以内の構成員をもって組織する。

2 相談所に次の役員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 副所長 2名以内
- (3) 会計 1名

3 所長は、構成員の互選により選任する。

4 副所長及び会計は、所長が選任する。

5 所長、副所長、会計は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第5条 構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 構成員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 所長は、相談所を総括し、かつ代表する。
- (2) 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、相談所の会計を処理する。

(会議)

第7条 相談所の会議（以下「会議」という。）は、所長が必要に応じ招集し、会議の進行を行う。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 所長が必要と認めるときは、構成員はWeb会議システムを利用して会議に出席することができる。

(所長の専決処分)

第8条 所長は、会議を開催するいとまがないと認めるとき、又は、軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 所長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、これを次の会議に報告し、その承認を得なければならない。

(部会)

第9条 各事業の実施のため、相談所に部会を置く。

- 2 部会長は、部会員の互選とする。
- 3 部会は、所長が指名する者をもって組織し、部会長が招集する。

(守秘義務)

第10条 構成員は、相談所の事業の実施に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(経費)

第11条 相談所の経費は、町からの委託金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事務局)

第12条 相談所の事務を処理するため、松田町定住少子化担当室に事務局を置く。

(報償費等の額)

第13条 構成員には、予算の範囲内で報償金を支払うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、相談所の運営に必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。